

日本行政書士政治連盟千葉会規約

(名称)

第1条 本会は、日本行政書士政治連盟千葉会（以下、「本会」という。）と称し、事務所を千葉市に置く。

(目的)

第2条 本会は、千葉県行政書士会と連携して行政書士の社会的・経済的地位の向上、政治意識の高揚を図り、行政の円滑な推進に寄与するとともに、国民の福祉に貢献するための政治活動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 行政書士制度の充実発展を期するための政治活動
- (2) 行政の円滑な推進を期するための政治活動
- (3) 関係団体との連絡協調
- (4) 広報活動及び機関紙の発行
- (5) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 本会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本会は、千葉県行政書士会に入会している個人会員をもって組織する。
- (2) その他賛同者

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 5人以内
- (3) 幹 事 長 1人
- (4) 副幹事長 1人
- (5) 常任幹事 10人以内
- (6) 幹 事 30人以内
- (7) 会計監事 3人以内

2 常任幹事のうち1人を会計責任者とする。

(役員選任の方法)

第6条 会長・副会長及び幹事並びに会計監事は、会員の中から大会で選任する。

2 選任についての必要な事項は別に定める。

- 3 幹事長及び副幹事長並びに常任幹事は、幹事の中から会長が指名する。
- 4 会長の推薦により若干名の幹事を大会で選任することができる。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 幹事長は、会長の命を受けて常務を統括する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 幹事は、幹事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 6 常任幹事は、本会の会務を執行する。
- 7 会計責任者は、政治資金規正法に基づき本会の会計をつかさどる。
- 8 会計監事は、本会の資産及び会計の状況を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、選任された定期大会の終了に始まり、就任後第2回目の定期大会終了までとする。

ただし、補欠によって選任された者の任期は、前任者の残存期間とする。
なお、再任を妨げない。

(役員任期の途中退任)

第9条 前条の任期中であっても、次の各号に該当することになった役員は、その任期を終了するものとする。

- (1) 会員の資格を失ったとき。
- (2) 役員から辞任の届出があったとき。
- (3) 大会において解任の決議があったとき。

(顧問及び相談役)

第10条 本会の顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、幹事会の議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役の任期は、委嘱した会長の任期と同一とする。

(機関)

第11条 本会に次の機関を置く。

- (1) 大会
- (2) 幹事会
- (3) 常任幹事会

(大会)

第12条 大会は、定期大会と臨時大会とする。

- 2 定期大会は、毎年5月に会長が招集する。
- 3 臨時大会は、会長が必要と認めたとき、又は、会員総数の3分の1以上から大会開催の要求があったときに、会長が1か月以内に招集するものとする。

(大会の構成)

第13条 大会は、本会最高の議決機関とし、会員をもって構成する。

(大会の議事)

第14条 大会の議長、副議長は、その大会に出席した会員の中から選任する。

- 2 大会は、構成員の3分の1以上が出席しなければ議事を開くことができない。ただし、委任状による出席は認めるものとする。
- 3 大会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(大会の議決事項)

第15条 大会は、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 運動経過報告及び運動方針に関する事項
- (2) 決算及び予算に関する事項
- (3) 規約の改正に関する事項
- (4) 役員を選任に関する事項
- (5) その他会務に関する重要な事項

(幹事会)

第16条 幹事会は、大会から次期大会までの意思決定機関であるとともに、本会の事業推進に参画するものとし、必要に応じ会長が招集する。

- 2 幹事会は、会計監事を除く役員をもって構成し、その構成員の過半数の出席により成立し、議長は会長又は会長の指名する者をもって当てる。
- 3 幹事会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、緊急を要する事項については書面により幹事会の賛否を求めることができる。
- 5 幹事会は、第1項に定めるもののほか、次の事項を決議する。
 - (1) 大会に付議すべき事項
 - (2) 規約の執行に必要な細則等の制定及び改廃に関する事項
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

(常任幹事会)

第17条 常任幹事会は、本会の会務を執行する機関であり、会長・副会長・幹事長・副幹事長及び常任幹事をもって構成し、必要により会長が招集する。

- 2 常任幹事会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議長は会長又は会長の指名する者をもって当てる。
- 3 常任幹事会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 常任幹事会は、次に掲げる会務を執行する。
 - (1) 大会において決定した事項
 - (2) 幹事会において決議された事項
 - (3) 国会議員並びに地方公共団体の首長及び議員の各選挙に際し、その候補者の推薦に関する事項
- 5 前項のほか特に緊急を要する事項については、常任幹事会の決定をもって、幹事会の議決にかえることができる。ただし、この場合は、構成員の3分の2以上の出席による過半数の議決を要し、次の幹事会に報告し、承認を受けなければならない。

(地区長会議)

- 第18条 本会と地区並びに地区相互間の緊密な連携を図り、組織の強化と地区の意見集約を図るため、地区長会議を置く。
- 2 地区長会議は、会長及び副会長並びに地区長をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。
 - 3 本会の役員は、地区長会議に出席して意見を述べることができる。
 - 4 地区長会議は、本会の運営に関し、建議することができる。
 - 5 地区長会議は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議長は会長又は会長が指名する地区長をもって当てる。
 - 6 地区長会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会)

- 第19条 本会に、会務の円滑な推進を図るため次の委員会を置く。
- (1) 総務委員会
 - (2) 財務委員会
 - (3) 政策委員会

(委員会の職務)

- 第20条 委員会は、それぞれ次の職務を行う。
- (1) 総務委員会は、本会の運営・会の組織の充実強化、広報及び庶務に関すること。
 - (2) 財務委員会は、本会の財務を確立し健全な運営を図る。
 - (3) 政策委員会は、基本政策の企画立案及び選挙対策並びに行政機関に対する具体的活動に関する事項。

計担当役員は地区長が任命する。

- 5 地区長は、地区活動についての会務を掌握し、その活動状況並びに会計報告を本会に行う。活動状況・会計報告等は所定の様式を定める。
- 6 地区運営に関する事項は別に定める。

(地区協議会)

第28条の2 地区に協議会を置く。

2 地区協議会は、次に掲げる事項を報告するものとする。

- ① 地区活動報告に関する事項
- ② 地区活動費に関する事項
- ③ 本会幹事推薦に関する事項
- ④ その他地区活動に関する事項

(事務局)

第29条 本会に事務局を置き、会長の命により事務処理に当たる。

2 事務局を管理するため、事務局長を置くことができる。

(規約の改廃)

第30条 この規約の改廃は、大会の議決を経て行うものとする。

(細則等の制定)

第31条 この規約の施行について必要な事項は、細則で定める。

2 細則の改廃は、会長が幹事会の議決を経て行うものとする。

付 則

1. この規約は、設立の日（昭和57年1月27日）から施行する。
2. 本会設立当初の役員は第3条の規定にかかわらず、設立大会で選任し、その任期は、就任後2回目の定期大会終了時までとする。
3. 本会設立初年度の事業年度及び会計年度は、第17条の規定にかかわらず設立の日から昭和57年3月31日までとする。
4. 本会設立初年度の会費は、300円とする。

付 則

1. この規約は、昭和57年5月29日から施行する。

付 則

1. この規約は、昭和58年5月28日から施行する。

付 則

1. この規約は、昭和61年5月31日から施行する。

付 則

1. この規約は、昭和63年5月28日から施行する。

付 則

1. この規約は、平成3年5月25日から施行する。

付 則

1. この規約は、平成16年5月22日から施行する。

付 則

1. この規約は、平成17年5月28日から施行する。

付 則

1. この規約は、平成21年5月30日改正され、平成21年4月1日から施行する。